

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 収納事務の委託

○ 特定計量器定期検査

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 公金事務の委託

〃

【公告】

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 公共測量の終了

○

○

○

○ 土地収用法に基づく立入りの許可

○ 一般競争入札の実施

〃

【人事委員会】

○ 令和七年度岡山県職員A採用試験の実施

○ 令和七年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施

〃

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指

選挙管理委員会

定の一部改正

（県例規集登載）

○ 個人演説会等を開催することができる施設

設の指定

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、

位置及び所管区に関する規則の一部を改正

する規則

（県例規集登載）

地域課

〃

◎岡山県告示第二百十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 手数料の収納の事務
- 二 委託した収入の種類
- 一 岡山県計量法関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十号）第二条の表の一に規定する検定、同表の二に規定する装置検査及び同表の六に規定する基準器検査に係る手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
- 一 一般社団法人岡山県計量協会
- 岡山市北区芳賀五三〇一
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 一 一般社団法人岡山県計量協会
- 岡山市北区芳賀五三〇一
- 五 委託の期間
- 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

◎岡山県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市芳井町山村字橋詰三四六五番一地从先から	井原市芳井町下鴨字下崎川東三一八六番一地从先まで	旧	六・一 八・九	一三一・〇
		新	八・〇 一七・四	一三一・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市芳井町下鴨字小原向二五二四番一地从内	井原市芳井町下鴨字小原向二五二四番一地从内	新	二二・九 三一・七	一四・七
		旧	一〇・八 一〇・九	一四・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 高梁旭線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番三地从り	倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番三地从り	新	一〇・九 二六・八	九一・八
倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一七番四地先	倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一七番四地先	旧	四・〇 二二・〇	九一・八

一 道路の種類 県道
 二 路線名 倉敷長浜笠岡線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市芳井町西三原字板井谷二五番一地从り	井原市芳井町西三原字板井谷二五番一地从り	新	八・九 一七・三	一一二・三
井原市芳井町西三原字下谷向三九番三地从り	井原市芳井町西三原字下谷向三九番三地从り	旧	六・三 一六・六	一一二・三

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坂瀬川芳井線
 三 道路の区域

区 域	高梁市有漢町上有漢字神屋奥七五五一番 一地先から 高梁市有漢町上有漢字木曾七五三二番一 地先まで	高梁市有漢町上有漢字神屋奥七五五一番 一地先から 高梁市有漢町上有漢字木曾七五三二番一 地先まで
別 新旧	新	旧
幅 員 (メートル)	五〇・五 九五・五	四八・五 七九・五
延 長 (メートル)	四九・七	四九・七

区 域	井原市芳井町川相字久保九一七番二地先 から 井原市芳井町川相字宮地九九八番一 地先まで	井原市芳井町川相字久保九一七番二地先 から 井原市芳井町川相字宮地九九八番一 地先まで
別 新旧	新	旧
幅 員 (メートル)	六・九 二一・〇	五・五 二〇・八
延 長 (メートル)	二二〇・〇	二二〇・〇

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

◎岡山県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	芳井油木線	井原市芳井町山村字橋詰三四六五番一地先から 井原市芳井町下鴨字下崎川東三一八六番一地先まで	令和七年四月十八日
県道	芳井油木線	井原市芳井町下鴨字小原向二五一四番一地内	
県道	芳井油木線	井原市芳井町西三原字板井谷二五番一地先から 井原市芳井町西三原字下谷向三九番三地先まで	
県道	倉敷長浜笠岡線	倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番三地先から 倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一七番四地先まで	
県道	高梁旭線	高梁市有漢町上有漢字神屋奥七五五一番一地先から 高梁市有漢町上有漢字木曾七五三二番一地先まで	

◎岡山県告示第二百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

宇野港土地株式会社

岡山県玉野市宇野一丁目一一番一

二 指定をした日

令和七年三月三十一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)に基づく
使用料のうち、宇野港に所在するビジターベースに係るもの

四 委託をした日

令和七年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
- 二 指定をした日
令和七年四月一日
- 三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
岡山県がコンビニエンスストアを利用して収納する使用料、手数料及び狩猟税
- 四 委託をした日
令和七年四月一日
- 五 公金事務を取り扱う期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

〔一七〇〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

高梁川用水土地改良区

二 認可年月日

令和七年四月十一日

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

〔一七一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市高尾地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年一月三十一日	終了年月日

〔一七二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市高尾地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年一月三十一日	終了年月日

〔一七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市新見地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年一月三十一日	終了年月日

〔一七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	測量区域
公共測量（3D都市モデル作成）	測量の種類
令和七年三月三十一日	終了年月日

〔一七五〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
 - 二 事業の種類 六十六kV特別高圧架空送電線路 西大寺伊部線N〇・五〇九経年鉄塔建替工事
 - 三 立入りの目的 調査及び測量
 - 四 立入りの期間 令和七年四月十八日から同年九月三十日まで
 - 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県岡山市東区浅越
- 〃 〃 〃 久保
- 〃 〃 〃 西大寺北
- 〃 〃 〃 富崎

〔176〕 公共調達に関する規定の適用を目的とする調達については、次のとおり一般競争入札を採択する。

令和七年四月十八日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
水素燃料気炉システム 1式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和7年5月15日 (木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年4月18日 (金) から同年5月19日 (月) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラ
ムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」とい
う。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月30日 (金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年5月29日 (木) 17時を受領期
限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和7年5月19日 (月) 17時までに、4(1)の場所に提出 (郵送
等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Hydrogen atmosphere furnace system 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 31 March (Tuesday) , 2026
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 30 May (Friday) , 2025
- (5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

〔一七七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム一式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年6月30日(月)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和7年岡山県告示第197号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付け区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

電話 086-226-7826

FAX 086-224-2535

電子メールアドレス kyoikujohho@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年4月18日(金)から同年5月14日(水)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和7年4月18日(金)から同年5月14日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年5月29日(木) 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして、郵送等により、令和7年5月28日（水）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

(2) Delivery date :

By 30 June, 2025

(3) Delivery place :

Specified in bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 AM 29 May, 2025

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Board of Education, High School Education Division,
Education Digitalization Promotions Office

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : 086-226-7826

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

◎岡山県人事委員会公示第五号

令和七年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和七年四月十八日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	六十一名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
環 境	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛 生	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農 業	十三名程度	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	七名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農 業 土 木	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
林 業	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
建 築	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電 気	若干名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の

専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) 平成七年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
 - (2) 平成十六年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者
 - イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
 - (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
 - (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

- 1 第一次試験
 - (1) 教養試験（試験区分（行政））
大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
 - (2) 職務能力試験（試験区分（行政）以外のもの）
基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。
 - (3) 専門試験
試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
環境	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等

土 木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
畜 産	家畜育种学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建 築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(4) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場	
令和七年六月十五日（日曜日）	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学教育学部講義棟
	東京会場	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年七月四日（金曜日）から同月十三日（日曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

令和七年七月二十五日（金曜日）から同年八月八日（金曜日）までのうち一日（第二次個別面接受験対象者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年六月二十四日（火曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年八月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和七年四月十八日（金曜日）から同年五月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第六号

令和七年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和七年四月十八日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	五名程度	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成七年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十六年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者
 - イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験
大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- (2) 論文試験
表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
- (3) 適性検査
性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

- 口述試験
集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

令和七年六月十五日（日曜日）		岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号
東京会場		岡山大学教育学部講義棟	
		東京都港区白金台一丁目二番三七号	
		明治学院大学白金キャンパス	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年八月二日（土曜日）及び同月三日（日曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年七月二日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年八月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、令和七年四月十八日（金曜日）から同年五月十六日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和七年四月十八日（金曜日）から同年五

八 月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。
その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第二十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月九日から適用する。

令和七年四月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム広虫荘	赤磐市沢原一三九五	を
ケアハウス桃香	赤磐市熊崎二七八―一	
特別養護老人ホーム広虫荘	赤磐市沢原一三九五	に改める。

◎岡山県選管告示第二十四号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、鏡野町選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。
 令和七年四月十八日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 大林裕一

鏡野町総合文化施設	施設 の 名 称
苫田郡鏡野町竹田六六三―七	所 在 地
鏡野町教育委員会	施設の管理者
一五八・三七 ² m	面 積
一〇〇人	収容人員
有	照 明
令和七年三月三日	指 定 年 月 日

◎岡山県公安委員会規則第五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二号の表益野交番の項中「可知四丁目四番一号」を「可知三丁目八番二一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月二十八日から施行する。